

総合評価落札方式（建設工事）の 手引き改正について (R8. 2以降適用)

秋田県建設部 技術管理課
令和8年2月12日

1. 総合評価落札方式とは

- 「価格」と「価格以外の要素」(工事内容に応じた企業の技術・ノウハウ等)を総合的に評価する方式
- 入札価格が予定価格の範囲内にある者のうち、価格と品質を数値化した「総合評価点」の最も高い者が落札者となる

2. 総合評価落札方式の評価点

$$\text{価格評価点} + \text{技術評価点} = \text{総合評価点}$$

※各評価点は小数点以下第5位を四捨五入し、小数点以下第4位止めて評価

3. 総合評価落札方式の分類（評価型式）

型式	企業実績評価型			施工計画型	技術提案型
	I型	II型	企業チャレンジ型		

※企業実績評価型（II型）は、R4.11から導入

※企業実績評価型（企業チャレンジ型）は、R5.8から導入

4. 実績等評価項目の改正内容

（廃止）企業の適切な就労環境への取組

- ・建設キャリアアップシステム(CCUS)を令和8年2月1日から原則適用(建設部発注工事:一部対象外あり)とすることから、これまでの、評価項目「企業の適切な就労環境への取組」にて評価していた、「企業におけるCCUS事業者登録の有無」及び「当該工事におけるCCUS活用の有無」を削除する。
- ・また、残る評価項目である「企業におけるパートナーシップ構築宣言の公表の有無」については、「企業の賃金水準向上に向けた取組」に移行する。

○上記より、評価項目「企業の適切な就労環境への取組」については廃止とする。

評価項目	現行		改訂後		摘要
	評価基準	配点	評価基準	配点	
企業におけるパートナーシップ構築宣言の公表の有無	有	0.5	有	0.5	企業の賃金水準向上に向けた取組に移行
	無	0.0	無	0.0	
企業におけるCCUS事業者登録の有無	有	0.5	廃止		
	無	0.0			
当該工事におけるCCUS活用の有無	有	0.5	廃止		
	無	0.0			

9. 企業の賃金水準向上に向けた取組

■改正内容

- ・「企業におけるパートナーシップ構築宣言の公表」を「企業の適切な就労環境への取組」より移行
- ・既に給与等が高水準に達しており全国平均を超えており、増加余地の少ない企業を評価するため、「令和7年一人当たり給与等支払額」を追加する。
- ・こちらは従来からの評価項目である給与等受給者一人当たりの平均受給額の増加率（大企業又は中小企業等）2項目に上記を加え、計3項目より、いずれか1つを選択することとする。

※ただし、「令和7年一人当たり給与等支払額」が全国平均超か否かに関する項目は県内企業（県内本店）のみを対象とする。

評価項目

	現行		改訂後		摘要
	評価基準	配点	評価基準	配点	
【大企業の場合】 給与等受給者一人当たりの平均受給額の増加率	3.00%以上	2.0	3.00%以上	2.0	
	1.50%以上	1.0	1.50%以上	1.0	
	上記以外	0.0	上記以外	0.0	
【中小企業等の場合】 給与等受給者一人当たりの平均受給額の増加率	1.50%以上	2.0	1.50%以上	2.0	
	0.75%以上	1.0	0.75%以上	1.0	
	上記以外	0.0	上記以外	0.0	
【県内企業の場合】 令和7年の一人当たり給与等支払額 県内企業 県内本店のみ（準県内対象外）	全国平均超	2.0	既に給与等が高水準に達しており、増加余地が少ない企業を評価		
	上記以外	0.0			
企業におけるパートナーシップ構築宣言の公表の有無	有	0.5	4. 適切な就労環境への取組（CCUS）より移行		
	無	0.0			

【評価対象期間】

令和4年と令和5年
令和5年と令和6年
令和6年と令和7年
のいずれかの比較

「令和7年の一人当たりの給与等支払額」と「全国平均（令和6年）」を比較

い
ず
れ
か
を
選
択

3

6. 企業の特定工事の受注実績

■改正内容

・昨年度改正（R6.10月）に追加した項目。毎年のように大規模な災害が発生しており、災害復旧工事はその他の工事と比較して入札不調・不落が非常に多くなっている。

そのため、今後の災害復旧工事の発注数増が見込まれることから、**実績数及び配点を改正し、インセンティブを拡充する。**

評価項目	現行		改訂後		摘要
	評価基準	配点	評価基準	配点	
特定工事の受注実績			5件以上	3.0	災害復旧工事における不調状況及び災害発生状況を鑑み、インセンティブを拡充
			4件	2.5	
	3件以上	2.0	3件	2.0	
	1件以上 3件未満	1.0	2件	1.5	
			1件	1.0	
	上記以外	0.0	上記以外	0.0	

【評価対象期間】

・令和6年4月1日～技術資料提出期限までの期間内に、契約年月日（当初）が含まれる元請け工事

4-2. 主たる営業所の所在（法面工事）

■改正内容

- ・法面工事の入札参加資格要件の改正※に伴い、評価項目における予定価格部分を改正する。

「予定価格4千万円以上」 → 「予定価格1億円以上」

「予定価格4千万円未満」 → 「予定価格1億円未満」

評価項目	現行		改訂後		摘要
	評価基準	配点	評価基準	配点	
「予定価格1億円以上」の法面工事 工事箇所と同一ブロック内における 主たる営業所の所在の有無	構成員が 全てブロック内	2.0	変更なし	発注標準の変更に伴 い、評価項目を修正	
	構成員の1者以上 がブロック内	1.0			
	構成員が 全てブロック外	0.0			
「予定価格1億円未満」の法面工事 工事箇所と同一管内又はブロック内 における主たる営業所の所在の有無	同一管内に有り	2.0	変更なし	発注標準の変更に伴 い、評価項目を修正	
	同一ブロック内 に有り	1.0			
	同一ブロック内 に無し	0.0			

※法面工事の入札参加資格要件の改正
共同企業体(JV):4000万円以上
→ 1億円以上
単体企業:4000万円未満
→ 1億円未満